

2022年6月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
株式会社 ゴルフ・ドウ
代表取締役社長 佐 久 間 功

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、会場の座席を大幅に少なくしております。書面又はインターネットによって事前に議決権の行使をいただき、株主総会当日のご来場は、ご健康状態にかかわらず、極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使に際しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご入力の上、画面の案内にしたがって、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用いただいた議決権行使も可能です。

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、本招集通知4～5頁をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月25日（土曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル（旧ラフレさいたま）
5F 桃の間
3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査
等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に
対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に
関する報酬額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。
 - ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.golfdco.co.jp/>）に掲載いたします。
 - ※ 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.golfdco.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ※ 本総会当日の新型コロナウイルスの流行状況に応じ、必要な感染防止対策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.golfdco.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ※ 本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」を中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止対策に関するお知らせ

- ・本総会における新型コロナウイルスの感染予防のため、書面又はインターネットによる議決権行使のご検討をお願い申し上げます。
 - ・本総会にご出席をご検討の株主様におかれましては、新型コロナウイルスの流行状況や当日のご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席の見合わせを含め、マスクのご着用など感染予防のご配慮をお願い申し上げます。
 - ・本総会は会場の座席間隔を例年より拡げるため、**会場の座席を大幅に少なくしております**。満席の場合は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
 - ・ご来場いただいた株主様の体調が優れないとお見受けした場合は、運営スタッフがご声掛けさせていただき、状況によりご入場をお断りさせていただきます。
 - ・受付及び会場内に消毒液を設置し、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- 何卒、株主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2022年6月25日(土曜日)午前10時

開催場所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル(旧ラプレさいたま) 5F 桃の間

2 書面(郵送)で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限 2022年6月24日(金曜日)午後5時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2022年6月24日(金曜日)午後5時まで

詳細は、
次ページを
ご参照ください。

議決権の
重複行使の
取り扱い

- 1 書面(郵送)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

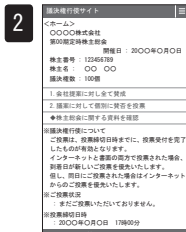
インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



QRコードを読み込み



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

- 1 議決権行使ウェブサイト

<https://www.net-vote.com/>

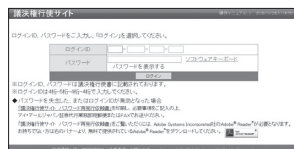
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

〔受付時間〕午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインIDは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

(提供書面)

事業報告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

I. 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用が繰り返される一方で、3回目のワクチン接種が開始されましたが、感染拡大は収まる気配なく、経済活動の正常化には至りませんでした。また、原材料価格の高騰により、食料、エネルギー、物流などあらゆるものの価格が上昇しており、家計への影響が次第に色濃くなるとともに、総じて回復傾向にあった企業業績も冷や水を浴びせられた格好となりました。リユース市場においては、「サステナブル商品」に代表されるように、リユースやリサイクルへのニーズが年々高まるとともに、中古品への抵抗感が薄れる傾向にあり、加えてEコマースや個人間売買にけん引された市場は拡大が続いております。また、近年はショッピングセンターへの出店が、明らかに増加傾向にあります。

ゴルフ用品市場においては、海外ツアーや東京オリンピックにおける日本人選手の活躍もあり、ゴルフ人気は続いているものの、前連結会計年度から見られるコロナ禍による需要は一巡した感があります。また、世界的なゴルフ人気による需要の増加に加え、原材料不足、生産ラインの停止、物流の停滞に代表されるサプライチェーンの混乱などによる品不足も回復に時間を要しております。なお、株式会社矢野経済研究所「YPSゴルフデータ」によりますと、新品クラブ及び用品類販売の年間合計(2021年4月～2022年3月)実績は、全カテゴリーで数量、金額ともに前年実績を上回っており、同データのレポートからは、その中でも新製品クラブの需要が好調で市場をけん引していることと、全てのカテゴリーで販売単価が上昇していることが窺えます。

ゴルフ場及び練習場においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、2022年1月～3月の利用者数前年同月比は、ゴルフ場が1月112.5%、2月91.4%、3月101.8%、練習場が1月102.5%、2月94.2%、3月100.9%となりました。年間を通して見ると、ゴルフ場、練習場ともに、春から初夏にかけては大きく前年実績を上回り、夏以降は勢いが鈍化するものの、前年実績は2ヶ月を除き上回って推移いたしました。

このような経営環境のなか、当社グループではゴルフ人気を背景に、当連結会計年度では、売上高が2018年3月期以来の過去最高を更新するとともに、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益も前連結会計年度に続いて過去最高を更新いたしました。また、第二の創業期と位置付けた5年間（2021年3月期～2026年3月期）を対象とする「中期経営計画 Challenge2026」をスタートいたしました。当連結会計年度は、特にゴルフ市場におけるトップシーズンである第1四半期と第3四半期において、前連結会計年度より続くゴルフ人気の風を捉え、順調に業績を積み上げたことで、やや低調に推移した第2四半期と第4四半期を十分に補いました。しかしながら、4月にリニューアルしたECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」は伸び悩みが続き、現在も継続的に機能や利便性の向上に努めております。

直営事業においては、前連結会計年度の勢いそのままに、「ゴルフドゥ！」店舗は好スタートを切りました。7、8月は緊急事態宣言等の適用に加えオリンピック観戦により、その勢いはやや落ち着きましたが、10月以降は同宣言等の解除や、天候に恵まれたことで、好調に推移いたしました。しかしながら、2、3月はコロナ禍に伴うゴルフ需要にも鈍化の傾向が強まり、加えて気温が低く推移したことで、思うように業績を伸ばすことができませんでした。また、前々連結会計年度からの粗利益率向上効果も次第に薄れて行きましたが、前連結会計年度より直営店に転換した九州地方の6店舗は安定した業績で推移いたしました。なお、当連結会計年度の「ゴルフドゥ！」直営店の売上高前年増減率は、全店ベース15.0%増、既存店ベース5.2%増となりました。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフドゥ！」直営店と同様に好スタートを切りましたが、7月以降は総じて苦戦が続きました。店舗を取り巻く環境は直営店と大差ありませんが、1店舗当たりの中古クラブの在庫量の差が、直営店との業績の差となって現れた感があります。なお、当連結会計年度の「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店の売上高前年増減率は、全店ベース3.2%減、既存店ベース3.9%増となりました。

当連結会計年度における「ゴルフドゥ！」は、フランチャイズ店として11月に「甲府パイパス店」、3月に「白山松任店」が新規オープンし、2022年3月31日現在の店舗数は、直営23店舗、フランチャイズ51店舗で合計74店舗、当連結会計年度の売上高前年増減率は、全店ベース4.1%増、既存店ベース4.5%増となりました。

営業販売事業においては、前連結会計年度同様に米国輸入品の欠品や納期遅れが一年を通して続き、業績の回復には至りませんでした。国内ECモールに出店している「GOLF J-WINGS」は、月によって波はあるものの、米国輸入品の優先投入効果もあり、年間合計では売上高、営業利益ともに前年実績を上回りました。

アパレル事業においては、8、9、2及び3月を除き、他の8ヶ月は売上高、営業利益ともに前年同月実績を上回り、且つ黒字となりました。新型コロナウイルス感染者数の増減が客数に比例しており、ひいては業績にも影響を及ぼしております。なお、2019年4月に事業を開始して以来、通期では初めて黒字となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高57億31百万円（前連結会計年度比8.8%増）、営業利益2億44百万円（同5.3%増）、経常利益2億48百万円（同8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益2億27百万円（同64.0%増）となりました。

当連結会計年度における事業別の業績は、次のとおりであります。

直営事業におきましては、売上高40億99百万円（前連結会計年度比12.7%増）、セグメント利益3億79百万円（同10.8%増）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、売上高5億10百万円（前連結会計年度比9.8%増）、セグメント利益1億47百万円（同5.4%減）となりました。

営業販売事業におきましては、売上高11億48百万円（前連結会計年度比4.1%減）、セグメント利益37百万円（同77.4%増）となりました。

アパレル事業におきましては、売上高49百万円（前連結会計年度比8.3%増）、セグメント利益2百万円（前連結会計年度セグメント損失は4百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、直営店舗の内外装・設備工事、社内OA機器取得、新規システム開発などにより総額1億56百万円の設備投資を実行いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金2億円の調達を行いました。その他増資等による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2018年4月～ 2019年3月)	第 33 期 (2019年4月～ 2020年3月)	第 34 期 (2020年4月～ 2021年3月)	第 35 期 (当連結会計 年度) (2021年4月～ 2022年3月)
売 上 高 (千円)	4,889,111	4,885,437	5,266,364	5,731,039
経 常 利 益 (千円)	△22,079	59,948	228,435	248,513
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	△22,211	38,955	138,961	227,860
1株当たり当期純利益 (円)	△9.10	15.96	56.92	90.92
総 資 産 (千円)	2,554,404	2,494,321	3,088,603	3,362,344
純 資 産 (千円)	324,181	355,133	518,201	789,769
1株当たり純資産 (円)	132.72	145.40	204.26	304.12

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. △は損失を示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2018年4月～ 2019年3月)	第 33 期 (2019年4月～ 2020年3月)	第 34 期 (2020年4月～ 2021年3月)	第 35 期 (当事業年度) (2021年4月～ 2022年3月)
売 上 高 (千円)	3,699,417	3,672,233	4,088,212	4,605,892
経 常 利 益 (千円)	△61,321	21,453	210,905	224,156
当 期 純 利 益 (千円)	△46,850	11,090	155,370	204,320
1株当たり当期純利益 (円)	△19.19	4.54	63.64	81.53
総 資 産 (千円)	2,401,324	2,313,737	2,820,948	3,051,690
純 資 産 (千円)	272,154	283,237	457,977	689,728
1株当たり純資産 (円)	111.41	115.95	179.59	264.21

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は銭未満を四捨五入して表示しております。

2. △は損失を示しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スクエアツウ・ジャパン株式会社	千円 10,000	100%	ゴルフ用品の小売り及び卸売り 事業
The Golf Exchange, Inc.	US\$ 400,000	100% (100%)	ゴルフ用品の小売り及び卸売り 事業

(注) 議決権比率欄の()内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

4. 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、リユース市場におきましては、世界的な循環社会や環境保護への関心の高まりにより、リユースへのニーズは一層高まることが予想され、当面はリユース市場への追い風は途切れることなく吹き続けるものと思われまます。ゴルフ用品市場におきましては、新品クラブの供給状況が未だ回復しておらず、当面は一部商品において供給不足が続くものと推測されます。また、コロナ禍に伴うゴルフ需要は一巡していると思われ、今後は新規ゴルファーを確実に取込むことに重点が置かれることになるものと思われまます。

以上のことを踏まえ当社グループにおきましては、2021年度よりスタートいたしました「中期経営計画 Challenge 2026」の強化項目を中心に進めてまいります。その中でも、「EC戦略の強化」では、2021年4月にリニューアルして以来、低空飛行が続いているECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」を一刻も早くデジタル化の潮流に乗せるべく、早期回復に努めてまいります。「ゴルフドゥ！店舗網の充実 100店舗体制」では、FC店を中心に出店を進めてまいります。「ゴルフドゥ！事業の海外展開」では、新型コロナウイルス感染状況を計りつつ、リサーチなどを進めてまいります。「新規事業の開発」では、2022年4月に新業態「ゴルフドゥ！NEXT」の1号店がオープンしており、早期に軌道に乗せるとともに、秋以降の2号店出店を見据えてまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

直営事業におきましては、「ゴルフドゥ！」店舗の更なる収益力向上のため、買取り強化による在庫の拡充、回転率向上及び接客力向上を主とした人材育成に力を注いでまいります。

フランチャイズ事業におきましては、フランチャイズ加盟店のニーズに対する柔軟かつ迅速な対応に努めるべく、本部機能の強化を引続き図ってまいります。また、「ゴルフドゥ！」チェーンの拡大のため、スピード感をもって新規加盟店開発に努めてまいります。

営業販売におきましては、米国輸入品の欠品による影響低減を図るため、商品調達先の拡大に努めるとともに、新規卸先の開拓を引続き進めてまいります。また、成長を続けるEC市場の恩恵を享受すべく「GOLF J-W I N G S」への商品供給を強化してまいります。

アパレル事業におきましては、黒字化いたしました「シューララー」の、安定的な収益の確保を図るため、人材育成に力を注いでまいります。

5. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
直営事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店、ECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」の運営
フランチャイズ事業	ゴルフクラブの小売り及び買取りを行うゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部の運営及び新規フランチャイズ加盟店の開発
営業販売事業	ゴルフ用品の卸売り及び国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」の運営
アパレル事業	アパレルの小売りチェーン「シューラルー」のフランチャイズ店運営

6. 主要な事業所及び店舗 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
ゴルフドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番8
ゴルフドゥ！宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番1
ゴルフドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番1号
ゴルフドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国清寺町26番6
ゴルフドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷一丁目27番21号
ゴルフドゥ！川越店	埼玉県川越市山田1652番1
ゴルフドゥ！GLOBO蘇我店	千葉県千葉市中央区川崎町1番34号
ゴルフドゥ！柏店	千葉県柏市若柴2番1号
ゴルフドゥ！成田美郷台店	千葉県成田市美郷台一丁目19番地1
ゴルフドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南二丁目16番3の2
ゴルフドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井三丁目18番2号
ゴルフドゥ！武蔵村山店	東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目3番
ゴルフドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間一丁目1番地38
ゴルフドゥ！厚木店	神奈川県厚木市林五丁目7番2号

名 称	所 在 地
ゴルフドゥ！イオンタウン加古川店	兵庫県加古川市東神吉町出河原862
ゴルフドゥ！福岡有田店	福岡県福岡市早良区有田6丁目26-3
ゴルフドゥ！春日店	福岡県春日市春日4丁目86
ゴルフドゥ！佐賀北店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字坪上古川718番1
ゴルフドゥ！熊本南店	熊本県熊本市南区御幸笛田2丁目12番1号
ゴルフドゥ！菊陽バイパス店	熊本県菊池郡菊陽町津久礼158-12
ゴルフドゥ！東大分店	大分県大分市牧3丁目1番1号
ゴルフドゥ！買取センター	埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目1番2号
シューラルーイオン栃木店	栃木県栃木市箱森町37-9
西日本営業所	兵庫県神戸市北区上津台九丁目3番1
物流センター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番地14

(注) 2022年3月21日付でゴルフドゥ！北浦和店、2022年3月27日付でゴルフドゥ！太田店を閉店いたしました。

(2) 子会社

国 内	スクエアツウ・ジャパン株式会社	(埼玉県さいたま市)
海 外	The Golf Exchange, Inc.	(米国カリフォルニア州)

7. 使用人の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
直営事業	106 (127) 名	2名増 (21名増)
フランチャイズ事業	4 (0) 名	増減なし (増減なし)
営業販売事業	17 (12) 名	1名増 (7名増)
アパレル事業	2 (4) 名	1名増 (増減なし)
全社 (共通)	9 (3) 名	2名減 (増減なし)
合計	138 (146) 名	2名増 (28名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 管理部門に所属している使用人は事業区分に該当しないため、全社 (共通) として記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
124 (144) 名	2名増 (28名増)	38.0歳	8年0ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、パート及び嘱託社員は () に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年齢は小数点第2位以下を切り捨てております。

8. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

単位：千円

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	553,680
株式会社商工組合中央金庫	319,770
株式会社武蔵野銀行	200,000
株式会社足利銀行	123,312
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社徳島大正銀行	100,000
川口信用金庫	28,160
株式会社大東銀行	27,410

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 8,800,000株

(2) 発行済株式総数 2,605,642株

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は65,000株増加しております。

(3) 株主数 3,612名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
松 田 芳 久	836,400	33.37
佐 藤 智 之	170,500	6.80
伊 東 龍 也	160,000	6.38
楠 木 哲 也	122,100	4.87
若 杉 精 三 郎	27,000	1.07
フ ォ ー ク 株 式 会 社	26,400	1.05
今 井 み き	26,000	1.03
和 氣 由 泰	24,700	0.98
上 遠 野 俊 一	22,500	0.89
株 式 会 社 丸 喜 堂	18,600	0.74

(注) 1. 当社は自己株式を99,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま
す。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権

(第7回新株予約権)

●新株予約権の数

1,723個(当社役員として1,308個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 172,300株(新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 1円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 51,500円(1株当たり515円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2025年6月30日(但し、2025年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2022年3月期及び2023年3月期までの各事業年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が470百万円を超過且つ2022年3月期および2023年3月期の店舗買取額の合計額が2,800百万円超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社従業員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	1,210個	121,000株	2名
取締役 (監査等委員)	98個	9,800株	3名 (社外取締役2名含む)

②2021年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権

(第8回新株予約権)

●新株予約権の数

400個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 51,100円 (1株当たり511円)

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ. 記載の資本金等増加限度額から、上記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2022年4月1日から2031年8月9日(但し、2031年8月9日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。
- ロ. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。
- ハ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ニ. 本新株予約権の一部行使はできない。
- ホ. 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （監査等委員を除く）	400個	40,000株	1名

③2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権

(第9回新株予約権)

●新株予約権の数

838個(当社役員として691個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 83,800株(新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 613円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 38,600円(1株当たり386円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2027年6月30日まで(但し、2027年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)まで

●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2023年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益額が300百万円を超過、且つ2023年3月期の店舗買取額が1,650百万円超過、且つ2023年3月期の自社サイト販売金額が1,300百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	669個	66,900株	2名
取締役 (監査等委員)	22個	2,200株	3名 (社外取締役2名含む)

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

①2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権

(第7回新株予約権)

●新株予約権の数

1,723個（当社使用人等として415個）

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 172,300株（新株予約権1個につき100株）

●新株予約権の払込金額

1個当たり 1円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 51,500円（1株当たり515円）

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

- イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2025年6月30日（但し、2025年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

●新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権者は、2022年3月期及び2023年3月期までの各事業年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が470百万円を超過且つ2022年3月期および2023年3月期の店舗買取額の合計額が2,800百万円超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	409個	40,900株	69名
子 会 社 の 使 用 人	6個	600株	4名

(注) 2022年3月31日現在において、交付時より新株予約権の数が退職により18個減少しております。

②2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権

(第9回新株予約権)

●新株予約権の数

838個（当社使用人等として147個）

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 83,800株（新株予約権1個につき100株）

●新株予約権の払込金額

1個当たり 613円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 38,600円（1株当たり386円）

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ.記載の資本金等増加限度額から、上記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2023年7月1日から2027年6月30日まで（但し、2027年6月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

●新株予約権の行使の条件

イ. 新株予約権者は、2023年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益額が300百万円を超過、且つ2023年3月期の店舗買取額が1,650百万円超過、且つ2023年3月期の自社サイト販売金額が1,300百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

- ロ. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ハ. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ニ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ホ. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当 社 使 用 人	146個	14,600株	31名
子 会 社 の 使 用 人	1 個	100株	1 名

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役 の 状 況 (2022年 3月31日 現 在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	松 田 芳 久	スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長
代 表 取 締 役 社 長	佐 久 間 功	スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	小 澤 幸 乃	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	志 村 孝 典	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	安 野 憲 起	司法書士まめの本事務所 代表

- (注) 1. 2021年4月1日付で、松田芳久氏は当社の代表取締役会長及びスクエアツウ・ジャパン株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
2. 2021年4月1日付で、佐久間功氏は当社の代表取締役社長及びThe Golf Exchange, Inc. の取締役に就任いたしました。
3. 2021年4月28日をもって、松田芳久氏は株式会社サワンの代表取締役を辞任いたしました。
4. 2022年2月28日をもって、松田芳久氏は株式会社ボックスグループの代表取締役を辞任いたしました。
5. 監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役であります。
6. 監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 監査等委員である取締役 安野憲起氏は、司法書士の資格を有しており、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小澤幸乃氏を2021年10月1日付で常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びにそれらの相続人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としなないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日及び5月20日開催の取締役会において、役員報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

A. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬と自社株報酬で構成されるものとし、当社の中長期的な成長と企業価値の増大を目指すにあたって、各事業年度における業績の向上を図るうえでインセンティブとして有効に機能し、業績拡大のコミットメントを高めることを目的とする。また、その決定プロセスの妥当性及び客観性を確保するものとし、個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本として決定する。金銭報酬については、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、固定報酬としての基本報酬とし、自社株報酬については業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションを基本とする。なお、当社は本決定方針制定時点において、業績連動型ストックオプションを導入していないが、今後、以下の方針を基に、業績連動型ストックオプションの導入の検討を行うものとする。

B. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社業績等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会において決定するものとする。

- C. 自社株報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
自社株報酬は、業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションとする。業績連動型ストックオプションの算定に際しては、役位に応じて設定した付与数につき、あらかじめ定める利益目標の達成で新株予約権を行使できるものとする。株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションは、株主総会で決議がなされた範囲内で、前記B.の事項を総合的に勘案した上で付与し、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- D. 基本報酬の額又は自社株報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社の業績状況等を総合的に勘案して設定するものとする。
- E. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
- a. 委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、2021年6月26日開催の取締役会において、当社代表取締役会長である松田芳久氏の決定に一任しております。
 - b. 委任権限の内容
代表取締役会長は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定しております。
 - c. 委任理由
各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役会長に委任しております。
 - d. 権限の適切な行使のための措置の内容
代表取締役会長は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえ決定しております。以上のことから、取締役会は代表取締役会長による取締役の個人別の報酬等の内容は、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

- ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

当社の監査等委員である取締役の報酬は金銭報酬とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。金銭報酬は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬を基本報酬とする。基本報酬の金額は、業務執行に対する監査の実効性確保を最重要視し、独立した立場である監査等委員としての職責、非財務的な観点での経営に対する監督面から総合的に勘案し、監査等委員会において決定するものとする。なお、監査等委員の個別の報酬等の決定は、監査等委員の全員の同意を要するものとする。

② 当事業年度の係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	54,040	33,600	—	20,440	2
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4,800 (2,400)	4,800 (2,400)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	58,840 (2,400)	38,400 (2,400)	— (—)	20,440 (—)	5 (2)

- (注) 1. 2015年6月26日開催の第28期定時株主総会において決議された役員報酬額(基本報酬)は、取締役(監査等委員であるものを除く。)が年額1億6,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、監査等委員である取締役が年額2,000万円以内です。なお、当該決議に係る取締役の員数は、取締役(監査等委員であるものを除く。)が3名、監査等委員である取締役が3名(うち社外取締役2名)です。なお、定款が定める員数は、取締役(監査等委員であるものを除く。)が4名以内、監査等委員である取締役が3名以上です。
2. 2016年6月26日開催の第29期定時株主総会において決議された株式報酬額は、基本報酬額とは別枠で、取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する報酬等として年額5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものです。また、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める旨のご承認をいただいております。なお、当該決議に係る取締役の員数は、取締役(監査等委員であるものを除く。)が3名、監査等委員である取締役が3名(うち社外取締役2名)です。
- 当該株式報酬型ストックオプションの内容及びその交付状況は、2. 新株予約権等の状況 20～21頁に記載のとおりです。
3. 当社は、取締役及び監査等委員である取締役(社外取締役を含む。)に対して、賞与は支給していません。
4. 当社役員には、連結報酬等(連結子会社の役員としての報酬等を含む。)の総額が1億円以上である者はおりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役 安野憲起氏は、司法書士まめの木事務所代表であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 志村 孝典	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に、また、監査等委員会12回のうち11回に出席いたしました。主に当社における長年の社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の監査機能の強化等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 安野 憲 起	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、また、監査等委員会12回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の法務やコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称

監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人和宏事務所は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

(2016年5月16日改定)

- (1) 当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
 - ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
 - ③ 当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - ④ 当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取り締役に報告する。
 - ⑤ 当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
 - ⑥ 当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - ⑦ 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

(2) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

(3) 当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

(4) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

(6) 当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- ③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- ④ 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

(8) 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(9) 当社の監査等委員会の当基本方針第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

(10) その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

- ② 当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に対して直接通報を行うことができる体制としてヘルプラインを設ける。

(11) 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- ② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- ③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、経営管理本部長及び監査等委員である社外取締役を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,602,899	流 動 負 債	1,772,212
現金及び預金	724,617	買掛金	519,379
売掛金	421,932	短期借入金	800,560
商品	1,350,776	1年内償還予定の社債	20,000
短期貸付金	9,561	1年内返済予定の長期借入金	179,024
未収還付法人税等	32,095	未払法人税等	735
その他	65,276	賞与引当金	39,699
貸倒引当金	△1,360	ポイント引当金	33,313
固 定 資 産	758,792	株主優待引当金	10,857
有 形 固 定 資 産	216,257	資産除去債務	2,800
建物及び構築物	186,316	その他	165,842
工具器具備品	22,984	固 定 負 債	800,362
建設仮勘定	6,956	社 債	20,000
無 形 固 定 資 産	209,808	長期借入金	509,271
ソフトウェア	186,190	退職給付に係る負債	145,911
のれん	22,694	資産除去債務	80,379
その他	923	その他	44,800
投資その他の資産	332,725	負 債 合 計	2,572,574
投資有価証券	13,510	純 資 産 の 部	
長期貸付金	57,757	株 主 資 本	711,042
敷金及び保証金	179,920	資 本 金	515,838
繰延税金資産	40,258	資 本 剰 余 金	169,240
その他	43,875	利 益 剰 余 金	124,171
貸倒引当金	△2,595	自 己 株 式	△98,208
繰 延 資 産	652	その他の包括利益累計額	51,215
社債発行費	652	その他有価証券評価差額金	△1,741
		為替換算調整勘定	52,957
		新 株 予 約 権	27,511
		純 資 産 合 計	789,769
資 産 合 計	3,362,344	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,362,344

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,731,039
売 上 原 価		3,520,364
売 上 総 利 益		2,210,674
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,966,191
営 業 利 益		244,482
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,744	
受 取 手 数 料	4,976	
為 替 差 益	1,268	
助 成 金 収 入	4,421	
そ の 他	4,638	18,049
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,051	
そ の 他	967	14,019
経 常 利 益		248,513
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	4,495	4,495
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,170	
減 損 損 失	13,979	
店 舗 閉 鎖 損 失	1,200	19,349
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		233,658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,828	
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,029	5,798
当 期 純 利 益		227,860
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		227,860

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	506,120	159,523	△ 103,688	△ 98,208	463,747
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	9,717	9,717			19,435
親会社株主に帰属する当期純利益			227,860		227,860
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	9,717	9,717	227,860	—	247,295
当期末残高	515,838	169,240	124,171	△ 98,208	711,042

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	△ 1,338	36,276	34,938	19,516	518,201
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					19,435
親会社株主に帰属する当期純利益					227,860
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 403	16,680	16,277	7,995	24,272
当期変動額合計	△ 403	16,680	16,277	7,995	271,567
当期末残高	△ 1,741	52,957	51,215	27,511	789,769

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	スクエアツウ・ジャパン株式会社 The Golf Exchange, Inc.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- 市場価格のない株式等……………時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産以外のもの直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
- 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

・商品

- ゴルフクラブ……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。
- ゴルフクラブ以外……………総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年～34年
工具器具備品	2年～15年

- ロ. 無形固定資産
 - ソフトウェア……………社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
 - のれん……………その効果の及ぶ期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ハ. 長期前払費用……………均等償却をしております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。
- ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。
- ハ. ポイント引当金……………ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が売上時以外に発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。
- ニ. 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要の事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 直営事業

直営事業は主に直営店舗においてゴルフ用品等の販売を行っております。ゴルフ用品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、直営事業の通販サイトにおける販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ロ. フランチャイズ事業

フランチャイズ事業はフランチャイズ加盟店との契約に基づき主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店において商品が販売された時点で収益を認識しております。

ハ. 営業販売事業

営業販売事業は主に法人に対してゴルフ用品等の卸販売を行っております。ゴルフ用品等の卸販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

ニ. アパレル事業

アパレル事業はアパレル店舗において衣料品等の販売を行っております。衣料品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法……………社債発行費

社債償還期間（5年）にわたり均等償却しております。

ロ. 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

ハ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

ニ. 退職給付に係る会計処理の方法………当社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。一部の連結子会社については退職一時金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより以下のとおり変更しております。

売上時に付与したポイントについては、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

なお、当社では買取時及び入会時等にもポイントを付与している為、売上時以外に付与したポイントに関しては、従来通りのポイント引当金として計上しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、この結果、当連結会計年度の売上高が47,615千円減少し、販売費及び一般管理費は49,026千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ1,410千円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による連結計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品 1,350,776千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当連結会計年度の評価損の金額は18,771千円であり、期首戻入額との差額△3,409千円を売上原価に計上しております。

棚卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売却価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の評価損を計上する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失の認識の要否

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結計算書類において、有形固定資産を216,257千円、無形固定資産を209,808千円計上しております。当連結会計年度において、直営事業店舗の閉店の決定のため、帳簿価額の全額13,979千円を減損損失として計上しております。

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

「5. 連結損益計算書に関する注記」に記載しているように、当連結会計年度の連結計算書類において、直営事業の店舗設備につき減損損失13,979千円を計上しております。

当社グループは、原則として店舗等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産または資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額を前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度に新たに減損損失が発生する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 620,176千円

上記の減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
ゴルフドゥ！太田店 (群馬県太田市)	店舗設備	建物、建物附属設備、工具器具備品、その他

(2) 減損損失の認識に至った経緯

上記の直営事業店舗については、閉店の決定のため、帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額及び内容

建物	4,888千円
建物附属設備	6,799千円
工具器具備品	108千円
その他	2,182千円
合計	13,979千円

(4) 回収可能価額の算定方法

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,605,642株
------	------------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、需要の範囲で行うこととしております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金及び社債は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年以内であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価 (注)	差 額 (注)
① 売 掛 金	421,932	421,932	—
② 投 資 有 価 証 券	13,510	13,510	—
③ 長 期 貸 付 金 ※ 1	67,318	66,782	△535
貸 倒 引 当 金 ※ 2	△427	△427	—
差 引	66,890	66,354	△535
④ 敷 金 及 び 保 証 金	179,920	177,239	△2,681
⑤ 短 期 借 入 金	800,560	800,560	—
⑥ 長 期 借 入 金 ※ 3	688,295	697,427	9,132
⑦ 社 債 ※ 4	40,000	40,031	31

※1 1年以内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※2 長期貸付金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

※3 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

※4 1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①売掛金

売掛金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

②投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

③長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑤短期借入金

短期借入金の時価については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	13,510	—	—	13,510

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	421,932	—	421,932
長期貸付金	—	66,782	—	66,782
敷金及び保証金	—	177,239	—	177,239
短期借入金	—	800,560	—	800,560
長期借入金	—	697,427	—	697,427
社債	—	40,031	—	40,031

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、短期借入金

売掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	直営	フラン チャイズ	営業販売	アパレル	
東日本	3,259,719	499,003	399,429	49,601	4,207,753
西日本	839,625	—	—	—	839,625
国外（米国）	—	—	683,660	—	683,660
顧客との契約 から生じる収益	4,099,344	499,003	1,083,089	49,601	5,731,039
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	4,099,344	499,003	1,083,089	49,601	5,731,039

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、商品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	421,932 千円
契約負債	13,151

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 304円12銭

1株当たり当期純利益 90円92銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,106,338	流 動 負 債	1,595,921
現金及び預金	619,786	買掛金	364,413
売掛金	224,894	短期借入金	800,000
商品	1,125,453	1年内償還予定の社債	20,000
未収還付法人税等	32,095	1年内返済予定の長期借入金	174,620
その他	104,108	賞与引当金	34,909
固 定 資 産	944,699	ポイント引当金	33,056
有 形 固 定 資 産	208,806	株主優待引当金	10,857
建物	173,437	資産除去債務	2,800
その他	35,369	その他	155,264
無 形 固 定 資 産	209,808	固 定 負 債	766,040
ソフトウェア	186,190	社債	20,000
のれん	22,694	長期借入金	477,712
その他	923	退職給付引当金	144,478
投資その他の資産	526,084	資産除去債務	78,050
関係会社株式	214,856	その他	45,800
敷金及び保証金	177,342	負 債 合 計	2,361,962
繰延税金資産	34,847	純 資 産 の 部	
その他	99,465	株 主 資 本	662,216
貸倒引当金	△427	資本金	515,838
繰 延 資 産	652	資本剰余金	169,240
社債発行費	652	資本準備金	9,717
		その他資本剰余金	159,523
		利益剰余金	75,345
		その他利益剰余金	75,345
		繰越利益剰余金	75,345
		自己株式	△ 98,208
		新株予約権	27,511
		純 資 産 合 計	689,728
資 産 合 計	3,051,690	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,051,690

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,605,892
売 上 原 価		2,624,584
売 上 総 利 益		1,981,307
販売費及び一般管理費		1,790,898
営 業 利 益		190,409
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,394	
受取手数料	36,517	
為替差益	802	
助成金収入	3,926	
その他の他	3,533	47,174
営 業 外 費 用		
支払利息	12,500	
その他の他	926	13,427
経 常 利 益		224,156
特 別 損 失		
固定資産除却損	4,170	
減損損失	13,979	
店舗閉鎖損失	1,200	19,349
税引前当期純利益		204,807
法人税、住民税及び事業税	1,965	
法人税等調整額	△1,478	487
当 期 純 利 益		204,320

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	506,120	—	159,523	159,523	△ 128,974	△ 128,974
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	9,717	9,717		9,717		
当期純利益					204,320	204,320
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	9,717	9,717	—	9,717	204,320	204,320
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	75,345	75,345

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△98,208	438,461	19,516	457,977
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)		19,435		19,435
当期純利益		204,320		204,320
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		—	7,995	7,995
当期変動額合計	—	223,755	7,995	231,750
当期末残高	△98,208	662,216	27,511	689,728

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ① ゴルフクラブ …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② ゴルフクラブ以外…………… 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	4～34年
構築物	10～20年
工具器具備品	2～15年

②無形固定資産……………ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

のれん

その効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用……………均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

③賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

④ポイント引当金……………ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が売上時以外に発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

⑤株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 直営事業

直営事業は主に直営店舗においてゴルフ用品等の販売を行っております。ゴルフ用品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、直営事業の通販サイトにおける販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② フランチャイズ事業

フランチャイズ事業はフランチャイズ加盟店との契約に基づき主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店において商品が販売された時点で収益を認識しております。

③ 営業販売事業

営業販売事業は主に法人に対してゴルフ用品等の卸販売を行っております。ゴルフ用品等の卸販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

④ アパレル事業

アパレル事業はアパレル店舗において衣料品等の販売を行っております。衣料品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費・・・社債償還期間（5年）にわたり均等償却しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより以下のとおり変更しております。

売上時に付与したポイントについては、従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

なお、当社では買取時及び入会時等にもポイントを付与している為、売上時以外に付与したポイントに関しては、従来通りのポイント引当金として計上しております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、この結果、当事業年度の売上高が43,695千円減少し、販売費及び一般管理費は45,478千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ1,783千円増加しております。なお、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。この変更による計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において独立掲記していた流動資産の「未収入金」、「前払費用」、「短期貸付金」及び「1年内回収予定の建設協力金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「未収入金」、「前払費用」、「短期貸付金」及び「1年内回収予定の建設協力金」はそれぞれ35,903千円、31,489千円、9,372千円及び12,069千円であります。

前事業年度において独立掲記していた有形固定資産の「建築物」、「工具器具備品」及び「建設仮勘定」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「構築物」、「工具器具備品」及び「建設仮勘定」はそれぞれ11,062千円、21,889千円及び5,053千円であります。

前事業年度において独立掲記していた無形固定資産の「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「ソフトウェア仮勘定」68,087千円であります。

前事業年度において独立掲記していた投資その他の資産の「長期貸付金」、「長期前払費用」及び「建設協力金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「長期貸付金」、「長期前払費用」及び「建設協力金」はそれぞれ318,421千円、16,257千円及40,671千円であります。

前事業年度において独立掲記していた流動負債の「未払金」及び「未払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「未払金」及び「未払費用」はそれぞれ53,277千円及び67,992千円であります。

前事業年度において独立掲記していた固定負債の「預り保証金」及び「長期未払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度の「預り保証金」及び「長期未払金」それぞれは39,800千円及び3,692千円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 1,125,453千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社は、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当事業年度の評価損の金額は14,735千円であり、期首戻入額との差額5,698千円を売上原価に計上しております。

棚卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌事業年度の計算書類において追加の評価損を計上する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失の認識の要否

①当事業年度の計算書類に計上した金額

計算書類において、有形固定資産を208,806千円、無形固定資産を209,808千円計上しております。当事業年度において、直営事業店舗の閉店の決定のため、帳簿価額的全額13,979千円を減損損失として計上しております。

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

連結計算書類の連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 固定資産の減損損失の認識の要否 ②重要な会計上の見積りに関するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 595,017千円
上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 36,959千円 |
| 短期金銭債務 | 11,974千円 |
| 長期金銭債務 | 1,000千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|-----------------|----------|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 25,987千円 |
| 仕入高 | 71,908千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 31,636千円 |

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

①減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
ゴルフドゥ！太田店 (群馬県太田市)	店舗設備	建物、建物附属設備、工具器具備品、その他

②減損損失の認識に至った経緯

上記の直営事業店舗については、閉店の決定のため、帳簿価額を帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

③減損損失の金額及び内容

建物	4,888千円
建物附属設備	6,799千円
工具器具備品	108千円
その他	2,182千円
合計	13,979千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	99,200株
------	---------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

(2022年3月31日現在)

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金		2,015
減価償却費		1,085
未払事業税		4,267
株式報酬費用		8,222
貸倒引当金		607
賞与引当金		10,633
ポイント引当金		10,068
退職給付引当金		44,007
資産除去債務		24,626
減損損失		10,703
その他		18,562
繰延税金資産	小計	134,800
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△87,646
評価性引当額	小計	△87,646
繰延税金資産	合計	47,154
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△12,306
繰延税金負債	合計	△12,306
繰延税金資産の純額		34,847

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	スクエア ツウ・ ジャパン 株式会社	所 有 直 接 100%	役員の兼務				
			商品の販売	売上高	25,987	売掛金	3,520
			商品の仕入	仕入高	71,908	買掛金	11,649
			業務の受託	受取手数料	31,636	未収入金	28,992

(注) 1. 取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 受取手数料は、諸条件を勘案して交渉の上決定しております。

(2) 販売価格及び仕入価格については、市場価格を参考にして決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結計算書類の連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 264円21銭

1株当たり当期純利益 81円53銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 大塚 尚吾
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査等委員会

常勤監査等委員 小 澤 幸 乃 ㊟

監 査 等 委 員 志 村 孝 典 ㊟

監 査 等 委 員 安 野 憲 起 ㊟

(注) 監査等委員 志村孝典及び安野憲起は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額12,532,210円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するとともに、当社事業の現状に即すため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加及び削除するものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進及び経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第18条（取締役の員数）第1項につきまして取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を4名以内から6名以内に変更するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～7. (条文省略)</p> <p><u>8. 不動産の賃貸、売買、仲介並びに管理</u></p> <p><u>9. 損害保険代理業</u></p> <p><u>10. 輸出入業</u></p> <p><u>11. 飲食業</u></p> <p><u>12. 旅行代理店業</u></p> <p><u>13. 携帯電話及び情報通信機器類の販売及び役務の提供業務</u></p> <p><u>14. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の卸販売</u></p> <p><u>15. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の自主企画商品開発及び製造</u> (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p><u>16. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第15条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結決算書類に記載または表示すべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～7. (現行どおり) (削 除)</p> <p><u>8. 損害保険代理業</u></p> <p><u>9. 輸出入業</u></p> <p><u>10. 飲食業</u></p> <p><u>11. 旅行代理店業</u></p> <p><u>12. 携帯電話及び情報通信機器類の販売及び役務の提供業務</u></p> <p><u>13. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の卸販売</u></p> <p><u>14. スポーツ用品並びにスポーツ関連用品の自主企画商品開発及び製造</u></p> <p><u>15. 健康食品及び雑貨の販売</u></p> <p><u>16. 健康食品及び雑貨の卸販売</u></p> <p><u>17. 健康食品及び雑貨の企画商品開発及び製造</u></p> <p><u>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第15条 (現行どおり) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は(監査等委員であるものを除く。)は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>第19条～第38条 (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略) (新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は(監査等委員であるものを除く。)は、<u>6名以内とする。</u></p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第19条～第38条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため社外取締役1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会からは、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
1	まつだよしひさ 松田芳久 (1958年8月21日生)	1986年11月 有限会社ボックスグループ 代表取締役 1987年9月 有限会社プラスワン代表取締役 1989年2月 有限会社ボックスグループを 株式会社へ改組、代表取締役 1996年9月 スタアダイレクト株式会社取締役 2000年4月 有限会社プラスワンを 株式会社ゴルフ・ドゥへ改組、 代表取締役 2005年4月 当社取締役会長 2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役 2015年10月 株式会社サワン代表取締役 2021年4月 当社代表取締役会長（現任） スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長	836,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社設立以来の豊富な業務経験と経営全般に関する知識を有するとともに、当社取締役として強いリーダーシップを発揮し、長年にわたり当社の成長に貢献してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
2	さくま いきお 佐久間 功 (1974年12月16日生)	2000年6月 株式会社アサヒトレーディング入社 2002年6月 当社入社 2007年2月 当社直営事業本部長 2013年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役 スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役(現任) 2021年4月 当社代表取締役社長(現任) The Golf Exchange, Inc. 取締役(現任) (重要な兼職の状況) スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役	13,000株
【取締役候補者とした理由】 同氏は、営業活動に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、長年にわたり直営事業において当社の成長に貢献するとともに、第35期からは代表取締役社長として当社を牽引してまいりました。その実績と経験から、引き続き取締役候補者となりました。			
3	しまだちこ 島田知子 (1974年8月24日生) 【新任】	2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所 2007年1月 内閣官房司法制度改革推進室任官 2009年9月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所 2010年1月 同事務所パートナー(現任) 2022年3月 ベース株式会社社外取締役 (監査等委員/現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所パートナー ベース株式会社社外取締役(監査等委員)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有し、特にコンプライアンス・リスク管理の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の経営に関する決定について関与いただくことを期待したためであります。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 当社は、松田芳久氏が代表取締役を務めておりました（2022年2月28日をもって辞任）株式会社ボックスグループとの間に物品購入に関する取引基本契約等を締結しておりますが、取締役会は当事業年度における取引の適正性・妥当性を確認しており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。
2. 松田芳久氏は、2021年4月28日をもって株式会社サワンの代表取締役を辞任いたしました。
3. 松田芳久氏は、2022年2月28日をもって株式会社ボックスグループの代表取締役を辞任いたしました。
4. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 島田知子氏は新任の社外取締役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、名古屋証券取引所が定める独立役員となる予定であります。
6. 候補者である松田芳久氏は、2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第7回新株予約権）、2021年7月26日開催の取締役会決議による新株予約権（第8回新株予約権）及び2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第9回新株予約権）を保有しております。また、候補者である佐久間功氏は、2021年5月20日開催の取締役会決議による新株予約権（第7回新株予約権）及び2022年2月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第9回新株予約権）を保有しており、両氏合計で2,279個（227,900株）保有しております。本新株予約権につきましては、本第35期定時株主総会招集ご通知の事業報告 II. 会社の現況 2. 新株予約権等の状況をご参照ください。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、島田知子氏が取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2015年6月26日開催の第28期定時株主総会において、年額1億6,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮することと併せ、経営体制及び取締役会の監督機能の強化を図るため社外取締役を1名増員することに伴い、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は3. 会社役員の状況 28～29頁に記載のとおりであります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

現在の取締役は2名（うち社外取締役0名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定の件

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、①2015年6月26日開催の第28期定時株主総会において年額1億6,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、及び②2016年6月26日開催の第29期定時株主総会において①の取締役報酬額とは別枠で、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する報酬等として年額5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるとする旨ご承認いただき今日に至っております（このうち、①につきましては、本株主総会にて第4号議案のご承認が得られますと、年額3億円以内（うち社外取締役2,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）となります。）。今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）等の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて①の取締役報酬額とは別枠で、当社取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する報酬等として年額1億5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当を受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、本議案が承認可決されることを条件に、②（2016年6月26日開催の第29期定時株主総会においてご承認いただきましたストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額）に関する定めを廃止することとし、既に割当て済みのものを除き、今後は当該定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないことといたします。

なお、本議案の承認可決対象には、2021年3月1日以降に発行された株式報酬型ストックオプションも含めることといたします。

当社は、3. 会社役員の状況 28～29頁に記載する取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であると判断しております。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の

意見はございませんでした。

現在の当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は2名であります、第3号議案が原案どおり可決されますと、当社取締役（うち社外取締役1名）は3名となります。

1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とします。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式500,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を株式の交付上限とします。

(2) 新株予約権の総数

5,000個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の交付上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当に際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。

また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする事及び新株予約権者が死亡した場合には相続人1名に限り新株予約権を相続できるものとする事等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ザ マーク グランド ホテル (旧ラフレさいたま)
5 F 桃の間
TEL：048-601-1111 (代表)



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約10分
J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約15分
J R 東日本の各種新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」を中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。